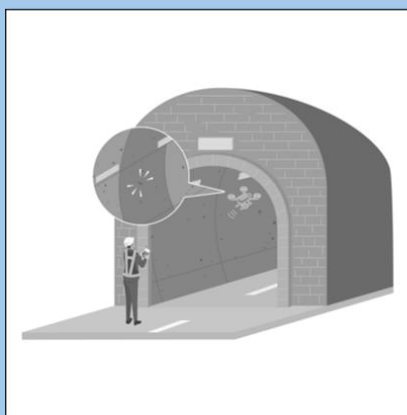
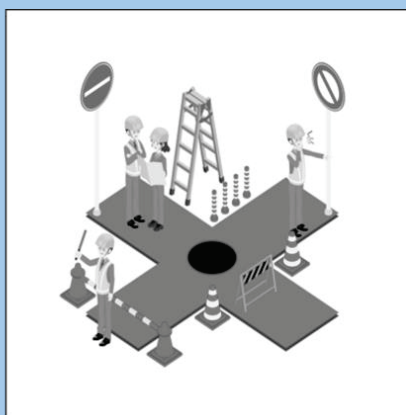
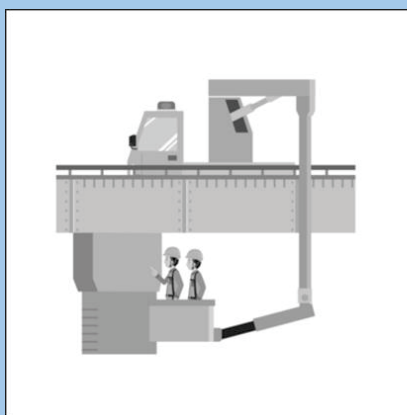


第三者賠償補償制度

(請負業者賠償責任保険)

建設コンサルタントの各種調査業務

〈調査業務(現地調査、環境調査など)、地質調査、測量業務、ボーリング関連業務〉
における賠償事故を補償します。



目 次

◎JCCA第三者賠償補償制度の主な特長	2
◎第三者賠償責任保険(請負業者賠償責任保険)の内容	3
◦保険金をお支払いする場合	
◦被保険者	
◦対象となる業務	
◦保険期間と補償の対象となる事故の関係	
◦補償対象となる事例	
◦保険金をお支払いできない主な場合	
◦補償タイプ	
◦保険料	
◦お支払する保険金	
◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合	9
◦中途加入の場合の保険期間	
◦中途加入の場合の保険料	
◦保険金額を変更する場合	
◎事故が発生した場合の手続き	10
◦保険金お支払いまでの主な流れ	
◦保険金お支払いに関する注意点	
◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	12

◎JCCA第三者賠償補償制度の主な特長

【特長】

1. 調査・点検業務、測量業務、ボーリング関連業務の遂行中に生じた事故により第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償対象とする第三者賠償保険(請負業者賠償責任保険)の団体契約です。JCCAが契約者となり、加入を希望する会員(加入者)を被保険者とする「JCCA会員のための第三者賠償補償制度」です。

※ 建設コンサルタント業務の成果物の契約不適合(瑕疵)による賠償責任は「建設コンサルタント賠償責任保険」で補償しています。

2. 各調査業務の遂行に加え、施設の管理不備など業務活動による損害賠償責任も対象です。

3. 第三者への賠償に加え、各調査業務の対象となる構造物等に発生した損害による賠償責任も補償します。

4. 下請負人もしくは発注者の第三者に対する損害賠償責任も補償します。

5. 加入者と発注者の間の相互の賠償責任も補償の対象となります。

6. 災害応急対策業務は条件を満たすことで、補償対象となります。

7. 対象となる業務に対する年間包括方式のため、個々の業務実施に関する通知は不要です。保険の手配が漏れる心配はありません。

(各調査業務を個別に、また一部の業務を除いたご加入はできません)

8. インターネットで加入手続きができます。

詳しくは、所属の建設コンサルタント団体の募集時のご案内もしくは取扱代理店のHP (<https://www.randds.co.jp/contract/>)をご参照ください。

9. 保険料は全額損金処理(※)することができます。

※今後、法改正により変更になる可能性があります。

また、実際の税務処理につきましては、税理士等にご確認ください。

◎第三者賠償責任保険(請負業者賠償責任保険)の内容

保険金をお支払いする場合

加入者(記名被保険者)の受注した下記対象業務に記載の調査業務等の仕事の遂行に起因し、また仕事の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設もしくは設備に起因する事故により、保険期間中に第三者に身体障害や財物損壊を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

被保険者

建設コンサルタント向けの第三者賠償責任保険の被保険者は次のとおりとなります。

- ①加入者(記名被保険者)
- ②加入者の役員および使用人
- ③加入者の下請負人
- ④加入者の下請負人の役員および使用人
- ⑤発注者

* ②③④は、加入者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

* ①②③④を請負業者グループといいます。

【被保険者相互間の交差責任】

- ・ 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、発注者と請負業者グループに属する被保険者相互間をそれぞれを他人とみなし、補償対象としています。ただし、発注者の使用人の身体障害については、請負業者グループに属する被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、補償の対象となります。
- ・ 請負業者グループ内の被保険者相互間については、それぞれを他人とみなさないため補償対象とはなりません。

対象となる業務

被保険者が日本国内で実施する以下の調査・点検業務が対象となります。

①地質調査業務	地質または土質についての調査・計測・その他地質調査(土壌・地下水汚染に関わる調査を含みます。)業務。
②測量業務	路線測量・基準点測量などの一般測量業務。(航空測量は除きます)
③ボーリング関連業務	(イ)さく井 (ロ)グラウト工事 (ハ)地すべり対策工事 (ニ)土壌地下水汚染修復工事 など
④その他調査・点検業務	上記①～③以外の、建設コンサルタントが行う以下の調査・点検業務 (イ)現地調査 (ロ)用排水・流末調査 (ハ)交通量調査 (ニ)環境調査 (ホ)構造物点検・診断業務 (ヘ)付随業務 など

(注) 道路建設、ビル建設、地下水路(上下水道)工事、トンネル工事などの「一般の建設工事・土木工事」は対象となりません。

【災害時応急対策業務の取扱い】

災害が発生し、発注者から電話やメール等による要請にもとづき災害現場へ被保険者の社員を派遣したところ、業務遂行中に事故があり第三者に対して損害賠償責任を負った場合、災害時における緊急対応であることを踏まえ、社員を派遣し災害応急対策業務を開始した日から受注契約が有効に成立しているとして、補償対象とします。

詳細は取扱代理店のホームページ「よくある質問(第三者賠償責任保険)災害時応急対策業務」(<https://www.randds.co.jp/faq-tpli/>)をご参照ください。

保険期間と補償の対象となる事故の関係

保険期間 12月1日(午後4時)から1年間

事故日が保険期間内であれば、業務の開始、終了時期に関係なく保険金の支払対象となります。



* 建設コンサルタント賠償責任保険とは保険期間と保険金の支払対象の関係について考え方が異なりますのでご注意ください。

補償の対象となる事例

1. 業務遂行中による事故

- ① 県から受注した県道の高架橋を点検中に高所作業車がバランスを崩して横転し、高架橋の一部を破損させてしまった。その結果、県からは当面の安全を確保するための応急措置費用と修理費用を請求された。

* 発注者からの損害賠償請求は補償の対象

* 作業対象物(調査、点検等の対象物)の損壊に関する損害賠償請求は補償の対象

- ② 下水道老朽管の布設替えにあたり試掘のためリース会社から借り受けたボーリングマシンで作業を行った際、誤って埋設水道管を破損させ、破損部より大量の水道水を漏出させた。水道局より応急措置費用と復旧費用を損害賠償として請求され、また周辺の店舗から営業損害の補償を求められた。

* 間接損害は相当因果関係が認められる範囲で補償の対象

上記の事故でボーリングマシンも破損してしまい、リース会社から修理費用を請求された。

* 受託財物に関する損害賠償請求は補償の対象外

- ③ 橋梁の耐震調査作業中に誤って落とした工具が走行中の車のボンネットに落下した。その拍子に運転手がハンドル操作を誤りガードレールに衝突した。負傷者はいなかったが、走行不能になった車のレッカー費用と修理費用、さらにガードレールの修理費用について損害賠償を請求された。

- ④ 点検前の測量のため、ドローンを飛行させていた際、機体が制御不能となり、飛行場所に隣接する事業者のソーラーパネルを損傷させ、修理費を請求された。

* ドローンの所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象

- ⑤ 高速トンネル内のコンクリート剥離調査作業後に誤って放置した機器にバイクが衝突し、運転手が死亡した。遺族から葬儀費用、逸失利益、慰謝料のほかバイクに関する損害を請求された

* 仕事の終了後のその仕事の結果に起因するものであるも、機器、装置を放置、遺棄した結果に起因する損害賠償請求は補償の対象

- ⑥ 下請負人が地下埋設管の位置確認作業時に、地下埋設管への進入口の周囲に、ホールフェンスの設置を怠り、近くを通りかかった小学生が、穴に転落して大ケガをした。この事故により、治療費用と慰謝料の損害賠償を請求された。

* 下請負人が起こした業務遂行中の事故も補償の対象

2. 被保険者が所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備または従業員等の業務活動中の事故

点検作業現場から事務所に自転車で移動する際、通行人に接触し後遺障害をとまなうケガを負ったため、治療費用と慰謝料等を請求された。

* 従業員の業務活動中の過失による事故に起因する損害賠償請求は補償の対象

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 保険契約者や被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・ 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波などの自然変象に起因する損害賠償責任
 - ・ 汚染物質の排出(流出・分散・漏出等)に起因する損害賠償責任(汚染物質に石油物質を含みます。)ただし、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこのかぎりではありません。なお、石油物質の海・河川・湖沼または運河への排出等に起因する損害賠償責任は、その排出が急激かつ偶然に発生した場合でもお支払いできません。
 - ・ 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う、次の事由に起因する損害賠償責任
 - (1) 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、き損または汚損
 - (2) 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)-その収容物もしくは土地の損壊
 - (3) 地下水の増減
 - ・ 被保険者の所有物、被保険者が他人から借りている財物・支給された財物、受託および預かっている財物、運搬中または積込もしくは積下ろし作業中の財物などに与えた損害に起因する損害賠償責任
- * 管理下にある財物の損壊を原因とする損害賠償責任**

	作業対象物	受託財物			被保険者の所有物
		借用財物 (リース・レンタル)	支給財物	その他の受託物	
補償の対象となるもの	○	×	×	×	×

- ・ 被保険者の使用人または下請負人やその使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任(労災保険の補償対象となります。)
 - ・ 航空機(人が搭乗しないラジコンヘリ・ドローンなどは除きます)または自動車(原動機付自転車を含みます)の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任(工事場内における建設用工作車(ダンプカーを含みません。)に起因する場合は、保険の対象とします。)
- * ドローンの所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象**
- * 業務中の自転車の所有、使用、管理に起因する賠償責任は補償の対象**
- * 公道の走行をともなう調査・点検用車両に起因する賠償責任は、自動車保険、自賠責保険の補償の対象**
- ・ 仕事の終了・引渡後に、仕事の結果に起因して生じる事故。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものは補償の対象 など

地質調査業務(土壌・地下水汚染状調査・汚染処理計画業務を含みます。)の成果物の契約不適合(瑕疵)による損害賠償責任は、建設コンサルタント賠償責任保険(地質調査業務)で補償しています。

補償タイプ

(保険期間1年)

加入タイプ			1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ
身体 (対人賠償)	支払 限度額	1名あたり	2億円	2億円	1.5億円	1億円	5,000万円
		1事故あたり	4億円	4億円	3億円	2億円	1億円
	自己負担額(1事故あたり)		100万円				
財物 (対物賠償)	支払限度額(1事故あたり)		2億円	1.2億円	9,000万円	6,000万円	3,000万円
	自己負担額(1事故あたり)		100万円				

* 支払限度額は1事故あたりの限度額です。保険期間中の通算限度はありません。

保険料

各業務の年間の合計売上高をもとにお支払いいただく年間保険料を算出します。

* 保険料の算出は、加入を希望される団体のWeb募集システムをご利用いただけます。

(1) 直近の現況報告書に基づき各業務の年間売上高(消費税相当額を含めます。)を申告していただきます。(売上高は四捨五入して、万円単位とします。)

- 地 質 調 査 業 務: ① 万円 (注)
- 測 量 業 務: ② 万円
- ボーリング関連事業: ③ 万円
- その他調査・点検業務: ④ 万円

合 計 売 上 高: ⑤(上記①～④合計額) 万円

(注) 地質調査の現況報告書の売上高に建設コンサルタントの現況報告書の「土質及び基礎」部門と「地質」部門の売上高を加算して申告してください。

(2) 上記⑤の合計売上高から以下の算式に基づき修正売上高を算出します。

合計売上高の範囲	修正売上高の計算式
～2億円まで	上記⑤(万円)
2億円超～5億円まで	上記⑤(万円) × 0.75 + 5,000(万円)
5億円超～10億円まで	上記⑤(万円) × 0.56 + 14,500(万円)
10億円超～30億円まで	上記⑤(万円) × 0.38 + 32,500(万円)
30億円超～80億円まで	上記⑤(万円) × 0.25 + 71,500(万円)
80億円超～200億円まで	上記⑤(万円) × 0.18 + 127,500(万円)
200億円超～	上記⑤(万円) × 0.09 + 307,500(万円)

* 計算結果は四捨五入し、万円単位としてください。

修正売上高 ⑥ 万円

- (3) 選択した加入タイプ(P6の補償タイプ参照)の基準保険料⑦を、下表(加入タイプ基準保険料)より求め、(2)で算出した修正売上高⑥に乗じて、年間保険料⑧を算出してください。なお、12分割払の分割保険料⑨は年間保険料⑧を12で除して算出してください。

<加入タイプ別基準保険料表>

加入タイプ	1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ
基準保険料⑦	14.82	13.95	13.11	11.98	10.23

加入タイプ	タイプ	⇒	基準保険料⑦
-------	-----	---	--------

修正売上高⑥ × 基準保険料⑦ = 年間保険料⑧

修正売上高⑥ 万円	×	基準保険料⑦	=	年間保険料⑧ 円
--------------	---	--------	---	-------------

* 年間保険料は四捨五入し十円単位とします。

(保険料の計算例)

- (1) 売上高: 15,000万円 (売上高の修正なし)

1タイプ: $15,000\text{万円} \times 14.82 = 222,300\text{円}$

4タイプ: $15,000\text{万円} \times 11.98 = 179,700\text{円}$

- (2) 売上高: 30,000万円

1タイプ: $(30,000\text{万円} \times 0.75 + 5,000\text{万円}) \times 14.82 = 407,550\text{円}$

4タイプ: $(30,000\text{万円} \times 0.75 + 5,000\text{万円}) \times 11.98 = 329,450\text{円}$

売上高を過少に申告された場合、事故の際に保険金がお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

* なお、事故発生時には、契約申込時に使用された「現況報告書(写)」の提出をお願いすることがあります。

確定精算の省略について

この保険契約は直近の会計年度の売上高に基づいて算出した保険料でご契約いただく方式としているため保険期間終了後の確定精算は行いません。

お支払いする保険金

■お支払いする保険金は下記計算式により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{1 損害賠償金—自己負担額} \\ \text{(免責金額)} \\ \text{(100万円)} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{2 争訟費用} \\ \text{3 権利保全行使費用} \\ \text{4 損害防止費用} \\ \text{5 緊急措置費用} \\ \text{6 協力費用} \\ \text{7 被害者対応費用} \\ \text{8 事故対応特別費用} \end{array}$$

保険金額(支払限度額)を限度とします。

原則としてかかった費用がお支払いの対象となります。
ただし、**2、4、7、8**にはそれぞれ条件がありますのでご注意ください。

■保険金の対象となる損害の範囲は以下のとおりです。

1 法律上の損害賠償金

身体:治療費、損失利益、慰謝料など。財物:修理費、休業損害など

2 争訟費用(訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など)

(損保ジャパンの事前の承認を得て支出したものに限り。また、自己負担額のいかににかかわらずお支払いしますが、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。)

3 権利保全行使費用(保険金額・自己負担額のいかににかかわらず、全額お支払いします。)

他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用

4 損害防止費用(保険金額・自己負担額のいかににかかわらず、全額お支払いします。)

損害拡大を防止するために支払った有益な費用(ただし、後から賠償責任がないこと、保険が免責であることが判明した場合は、お支払いできません。)

5 緊急措置費用(保険金額・自己負担額のいかににかかわらず、全額お支払いします。)

被害者に対して支出した応急手当・護送・診断・治療・看護等の費用、ならびに修理費用・代替物の供与・労務の提供等に係る費用等、緊急措置に要した費用。損害の発生および拡大の防止に努めた後、賠償責任がないと判明した場合にもお支払いします。

6 協力費用(保険金額・自己負担額のいかににかかわらず、全額お支払いします。)

損保ジャパンの求めに応じて損保ジャパンへの協力のために支出された費用

7 被害者対応費用(上記1に充当)(自己負担額にかかわらずお支払いしますが、1回の事故について)

被害者1名につき2万円限度(死亡の場合は10万円限度)、保険期間中通算1,000万円限度)

保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に被保険者が支出した見舞金・見舞品購入費用・対物臨時費用

8 事故対応特別費用(保険金額・自己負担額のいかににかかわらず保険期間中を通じて1,000万円限度)

事故が発生した時に被保険者が支出した以下の費用

(1) 応訴のために緊急に要した費用

① 文書(相手方当事者または裁判所に提供する文書に限定)作成のための費用

② 事故の再現実験、原因調査、意見書、鑑定書作成のための費用

③ 対応のために要した被保険者の役員、従業員等の人件費、交通宿泊費

(2) 事故発生時の原因究明調査費用

① 事故現場の保存および記録に要する費用

② 事故の原因および記録に要する費用

③ 事故現場の取り片付け費用(残存物の廃棄費用を含みます。)

④ 被保険者の役員、従業員を事故現場へ派遣するために要した人件費、交通宿泊費

⑤ 通信費

◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合

保険期間の途中で第三者賠償補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、取扱代理店までご連絡ください。

また、具体的な保険料計算方法についても、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

中途加入の場合の保険期間

中途加入の場合の保険期間(中途加入期間)は毎月1日の午後4時から保険終期の12月1日午後4時までの期間とします。ただし、中途加入期間開始前の所定日までに加入手続きが完了^(※)していることが必要です。

(※)手続きの完了とは、インターネットでの申込みもしくは所定の加入申込書が取扱代理店に到着するとともに保険料が加入を希望する団体の口座に着金していることをいいます。

中途加入の場合の保険料

中途加入期間の保険料＝年間保険料×中途加入期間(月数)÷12か月(四捨五入して十円単位)

(例) 5月10日に申込みを行い、保険期間が6月1日から12月1日の場合、中途加入期間(月数)は6か月となります。年間保険料が1,000,000円とすると、
 $1,000,000円 \times 中途加入期間(月数) 6か月 \div 12か月 = 500,000円(十円単位)$

保険金額を変更する場合

保険期間の途中で保険金額を変更する場合、取扱代理店までご連絡ください。

保険料計算方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎事故が発生した場合の手続き

保険金お支払いまでの主な流れ

事故の連絡

賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票（※）に記載いただき取扱代理店または損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

（※）取扱代理店のホームページ（<https://www.randds.co.jp/procedure/>）でダウンロードできます。
連絡先（以下のいずれかにご連絡ください。）

①[取扱代理店]株式会社アールアンドディセキュリティ

〒102-0075 千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス5F-B

Mail support@randds.co.jp

TEL 通話料無料 0120-868-662 03-3221-7015 FAX 03-3221-7016



②[引受幹事保険会社]損害保険ジャパン株式会社

本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階

TEL 03-3349-5381 FAX 042-452-9592

必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただきます。

所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンから連絡します。



調査

ご提出いただいた資料をもとに保険会社は調査を行い、賠償責任の有無、責任割合、保険金支払の可否を決定いたします。

* 事故の内容によっては、損保ジャパンは鑑定人に委託することがあります。



示談交渉～示談成立

損保ジャパンと相談しながら加入者が発注者・被害者との示談交渉を行っていただきます。

(損保ジャパンは加入者の代わりに示談交渉を行うことができません。)

* 事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



保険金のお支払い

調査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

保険金お支払いに関する注意点

- ・ 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて原則30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・ 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ保険金支払の期間を延長することがあります。
- ・ 保険契約者や被保険者が正当な理由なく損保ジャパンの確認を妨げたり応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

◆共同保険契約に関するご説明

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。なお、詳細については約款をご参照ください。

引受保険会社および引受割合につきましては、別紙をご確認ください。

◆その他ご注意点

①引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

③告知義務（ご契約締結時における注意事項）

保険契約者または記名被保険者（加入者）の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）

②業務内容

③損保ジャパンが加入申込書以外の書面で告知を求めた事項

④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

④通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者（加入者）に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者（加入者）の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

保険契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- ⑤ 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ⑥ 加入者証は団体Web募集システムでご確認ください。なお、1か月を経過しても加入者証が団体Web募集システムで確認できない場合は、パンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- ⑦ 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方(法人の場合は代表者または契約締結権のある方)ご本人が署名または記名・捺印ください。
- ⑧ 賠償責任保険の保険金請求権に質権を設定することはできません。
- ⑨ 被害者が損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ⑩ この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款に、請負業者特約条項の他、各種特約・追加条項等をセットして構成されます。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- ⑪ 加入者以外の被保険者(保険の対象となる方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ⑫ この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。
- ⑬ この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- ⑭ ご加入いただく際は、加入申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

◆ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「損保ジャパン業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、損保ジャパン業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ① 損保ジャパンが、損保ジャパン業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ⑤ 契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

◆ 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241(全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。必要に応じて、パンフレットに掲載の「◎適用する約款等」をご確認ください。また、団体のWeb募集システムからもご参照いただけます。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

株式会社アールアンドディセキュリティ

〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17パークサイドアネックス5F-B

Mail: support@randds.co.jp

URL: <https://www.randds.co.jp/>

TEL: 0120-868-662 通話料無料

TEL 03-3221-7015

FAX 03-3221-7016

(営業時間: 平日午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

幹事会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 050-3808-5528

FAX 03-6388-0160

(営業時間: 平日午前9時から午後5時まで)

非幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社